〇 千葉県情報公開推進会議の設置について

1 設置の根拠等

- (1) 設置に至る経緯
 - ・千葉県情報公開推進委員会の提言 平成15年9月
 - ・千葉県情報公開審査会の答申 平成16年8月
- (2) 設置年月日 平成17年7月7日
- (3) 設置の趣旨 情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善 について県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等から の情報公開事務に関する苦情の処理を行う附属機関として設置
- (4) 設置の根拠 千葉県行政組織条例第28条 別表第2、第29条 別表第3
- (5) 権能等の規定 千葉県情報公開条例第27条の2 千葉県議会情報公開条例第28条の2

(参 考)

千葉県行政組織条例 (抄)

(設置等)

- 第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。
- 2項、3項(略)

(組織等)

- 第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。
- 2項(略)

別表第2

	附属機関名	担任する事務								
	千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。								

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会 長 員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年

千葉県情報公開条例(抄)

(推進会議)

- 第27条の2 千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。
- 3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務 についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができ る。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができな い。
 - (1) 審査会の調査権限についての苦情
 - (2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情
 - (3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情
- 4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速 にこれを処理するよう努めるものとする。
- 5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

2 具体的な活動

- (1) 制度の運営の改善についての調査審議 情報公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の 状況等に基づき、制度の運営の改善について調査審議する。
- (2) 情報公開事務に関する苦情処理 情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、 これらの苦情を処理する。

〇 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

- 1 第4期の活動実績(平成23年7月7日~平成25年7月6日)
 - (1) 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成23年度第1回会議(平成23年8月11日)

- (ア) 会長の選出、職務代理者の指定、部会の委員の指名が行われた。
- (イ) 第3期(平成21年7月7日~平成23年7月6日)の活動実績及び これまでの主な検討内容について説明があり、意見があった。
- (ウ) 開示請求等の運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。
- (エ) 苦情処理調査部会が処理した4件の苦情の処理結果及び新たに申出があった18件の苦情についての報告並びに第3期の苦情処理調査部会部会長から補足説明があり、質疑及び意見があった。
- (オ) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について報告があり、意見があった。

イ 平成24年度第1回会議(平成24年6月12日)

- (ア) 開示請求等の運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質 疑があった。
- (4) 苦情処理調査部会が処理した23件の苦情の処理結果及び新たに申 出があった10件の苦情についての報告・説明があり、質疑及び意見 があった。

ウ 平成25年度第1回会議(平成25年5月29日)

(ア) 苦情処理調査部会が処理した21件の苦情の処理結果についての報告・説明があり、質疑及び意見があった。

(2) 苦情処理調査部会の開催状況

苦情事案に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行った結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することとしている。

ア 平成23年度の苦情処理状況

平成23年度は、25件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は6件であった。

・第1回部会(平成23年6月3日)※第3期委員による開催

- ・第2回部会(平成23年8月11日)
- ·第3回部会(平成24年2月7日)
- ·第4回部会(平成24年3月13日)

イ 平成24年度の苦情処理状況

平成24年度は、19件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は5件であった。

- ・第1回部会(平成24年5月8日)
- ・第2回部会(平成24年9月14日)
- ·第3回部会(平成24年11月8日)
- ・第4回部会(平成25年2月7日)

2 苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた主な内容は、①開示請求に係る個人情報の漏えい、②対象文書の特定や特定に係る補正の手続、③開示決定等の期限の徒過、④異議申立てに対する処理、⑤異議申立てに係る文書の保存期間の設定、⑥開示を実施する文書の処理、⑦開示請求者に対する対応、などについてである。

【参考】苦情処理状況(件)

年度 処理結果	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	1111 <u>1</u>
実施機関に是正を求めた事案	4	1	1	6	5	7	6	5	35
実施機関の対応に 不適切な点がなか った事案	7	9	12	19	4	9	16	10	86
行政不服審査法な ど他制度により処 理されるべき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	19
取下げの事案	0	0	1	0	0	0	0	1	2
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情件数	20	12	16	25	9	16	25	19	142
(申出実人数)名	(6)	(2)	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(10)

^{*}H25年度の苦情申出件数は、14件(H25.9.20現在)

【平成21年8月27日付け情公推第29号別紙】 ※平成23年3月改正

苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会 に参加いただくこととしている。

記

1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった 委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に関与するものとする。

3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

4 委員が関与する範囲について

- ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。
- イ 部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。 この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が 判断する場合は、推進会議に報告するものとする。